

平生町立学校の 将来の在り方に係る基本構想

～新しい時代の学びを実現する町立学校の新設等に係る方針～

令和 7 年 3 月
平生町教育委員会

目 次

1	はじめに（平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定にあたって）	1
	（1）平生町のまちづくりと教育方針	1
	（2）基本構想策定の背景と必要性	1
	（3）平生町立学校の将来の在り方検討委員会への諮問と内容	2
	（4）平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定	2
2	適正規模・適正配置と一貫教育の在り方	3
	（1）適正規模・適正配置の基本的な考え方と情報	3
	ア 児童生徒数の現状（令和6年5月1日時点）	3
	イ 学校教育の意義（適正規模・適正配置の観点から）	3
	ウ 学校規模によるメリット	4
	エ 適正規模・適正配置における方向性の基底となる考え方	4
	（2）小中一貫教育への移行と進化（深化）	5
	ア 小中一貫教育への移行の現状（施設分離型小中一貫教育に向けて）	5
	イ 「施設分離型小中一貫教育」から「施設一体型小中一貫教育」へ	7
	ウ 佐賀小学校・平生小学校の統合と小中一貫教育	9
	（3）町立学校の将来の在り方（ゴールイメージ）	10
	ア めざす姿	10
	イ めざす姿の実現に係る課題への対応	11
	（ア）遠距離通学児童生徒の安全な通学	11
	（イ）「少人数教育のよさの継続」と「小・中学校の節目」	12
3	連携・協働を基盤とした学校づくり	13
	（1）学校・家庭・地域の連携・協働の現状	13
	（2）学校・家庭・地域の連携・協働の進化（深化）を図る方策	14
	（3）小中一貫教育校のもとでの学校運営協議会の在り方	15
	（4）小中一貫教育校のもとでの地域協育ネット（クロッカスネット（仮称））の在り方	16
	（5）PTA組織の在り方	17
4	学校施設の更新に向けた考え方と更新時期	18
	（1）学校施設の現状	18
	（2）学校施設の新設（更新）時期と対応	19
5	新しい学校施設の整備等の視点	21
	（1）学校施設の理想の姿に向けた視点及び課題	21
6	平生町立学校の将来の在り方検討委員会からの意見	23
	（1）保護者や地域住民との検討体制とその継続	23
	（2）児童生徒の不安解消	23
	（3）佐賀小のよさ（少人数教育や地域連携）の引継ぎと補完事業	23
	（4）小中一貫教育のよさの周知・説明	23
	（5）手厚い学校支援体制の充実	24
	（6）公共施設との複合化、施設・設備の共有化・集約化、共創空間の実現	24
	（7）校舎の新築（更新）にあたって	24
	（8）その他	24
7	おわりに	25
8	基本構想 策定経過	26
	検討資料等	27

1 はじめに（平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定にあたって）

（１）平生町のまちづくりと教育方針

平生町は、昭和 60 年 11 月に制定した「平生町民憲章」を普遍的なまちづくりの基本理念として、第五次平生町総合計画においては、「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」をめざすべきまちの将来像と定め、10 年後にも「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めています。

平生町では、この第五次平生町総合計画とその理念に基づき、平生町教育大綱を定め、令和 3 年 3 月に平生町教育振興基本計画を平生町教育委員会が策定しています。

本大綱では、教育理念を「高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して 行動できる人づくり」とし、どの発達段階の児童生徒にも日常的にめざす姿として「自分に対する信頼を高め、『がんばり』（自学・自立）と『優しさ』（協働・思いやり）を発揮する子ども」を掲げ、学校教育に取り組んでいます。また、同教育振興基本計画によって、教育に係る具体的施策を様々に展開していますが、それらを横断するものとして、幼保小中の学びの連続性を重視し、地域連携教育や ICT 環境の充実などに力を注いでいます。

（２）基本構想策定の背景と必要性

児童生徒の減少に伴い町立小中学校の小規模化が進行しています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、今後も児童生徒の減少が続く見込み※となっています。

こうした中、平生小学校においては、令和 6 年度からすべての学年が 2 クラスとなりました。小規模特認校の佐賀小学校にあっては、地域とのつながりが深く、一人ひとりに目がとどきやすいなどの小規模校のメリットを生かした教育が行われていますが、学校の小規模化の進行に伴って、教育上の諸課題が今後顕在化していくことが懸念されています。

また、近年のグローバル化やデジタル化の急激な進行、子どもの発達の早期化など、社会と子どもの状況が大きく変化する中で、これまでの学校の在り方を根本的に問い直し、変化に対応した教育環境を改めて構築していくことが求められています。

学校施設については、その多くが昭和 40 年代から 60 年代はじめにかけて整備されたものであり、建築後相当年数が経過し老朽化が進行し、改修にはすぐわず新たな建て替えを検討しなければならないと考えられるものもあるなど、多くの学校施設で更新時期が迫ってきています。

※ 今後の 15 年間で、町内小中学校の全児童生徒数は約 40%減少すると予測されています。

（３） 平生町立学校の将来の在り方検討委員会への諮問と内容

急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中で、将来にわたって質の高い教育を維持するためには、児童生徒にとってどのような教育環境が必要であるかについて、令和６年４月に平生町立学校の将来の在り方検討委員会へ諮問しました。平生町立学校の将来の在り方検討委員会では、教育的見地等から総合的に検討・審議が行われ、令和７年２月には、「平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想～新しい時代の学びを実現する町立学校の姿について～」の答申を受けました。

<諮問事項>

急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中での平生町立学校の将来の在り方について

（１）適正規模・適正配置の観点から

小規模校のよさや課題について、学習面、生活面、学校運営面、その他の観点からの検討や、通学時間や通学方法と児童生徒への負担の観点からの検討等。

（２）連携・協働を基盤とした学校づくりの観点から

学校・家庭・地域の連携・協働の進化（深化）を図るための具体的な方策とそれに関連する「地域協育ネット構想」や「PTA 組織等の在り方」などの検討。

（３）学びの連続性、小中連携教育・一貫教育の観点から

小中連携教育から小中一貫教育への進化（深化）を図る方向性と具体的な方策、めざす一貫教育とその施設の姿についての検討。

（４）学校施設の更新時期

これからの少子化の進行と学校施設の現状などをもとに、今後起こることが考えられる問題等から、いつの時期までには学校施設の更新をするべきかについての検討。

（５）学校施設の更新にあたり、新しい学校施設の整備等の視点

（１）～（４）までの事項を踏まえて、令和７年度以降に継続して協議をすべき課題テーマについて、その視点の洗い出しに係る検討。

（４） 平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定

「平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想」は、次代を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、町立小中学校における将来を見据えた学校規模の適正化や学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなど、持続的で魅力ある教育の姿と施設等の在り方に関して策定するものです。

2 適正規模・適正配置と一貫教育の在り方

(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方と情報

ア 児童生徒数の現状（令和6年5月1日時点）

	全児童数	平生小校区	佐賀小校区
0歳児（R5.4.2～R6.4.1）	45	42	3
1歳児（R4.4.2～R5.4.1）	39	36	3
2歳児（R3.4.2～R4.4.1）	48	47	1
3歳児（R2.4.2～R3.4.1）	53	50	3
4歳児（H31.4.2～R2.4.1）	58	54	4
5歳児（H30.4.2～H31.4.1）	48	47	1
	全児童数	平生小	佐賀小：(校区内、特認校)
6歳児（小学1年）	60	56	4（1、3）
7歳児（小学2年）	75	64	11（5、6）
8歳児（小学3年）	76	71	5（5、0）
9歳児（小学4年）	65	54	11（7、4）
10歳児（小学5年）	70	63	7（5、2）
11歳児（小学6年）	57	48	9（7、2）
	全生徒数		
12歳児（中学1年）	84		
13歳児（中学2年）	79		
14歳児（中学3年）	76		

令和6年度の全児童生徒数（小学1年から中学3年まで）は642人です。

令和12年度には、上の「児童数の現状（令和6年5月1日時点）」から502人と予測され、「国立社会保障・人口問題研究所（令和5年末）」の推計からは、令和17年度には404人、令和22年度には376人まで減少することが予測されています。

イ 学校教育の意義（適正規模・適正配置の観点から）

小・中学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、個々の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎と基本的な資質を養い培う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関です。学校の役割には極めて大きいものがあります。

〔適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について（文部科学省）〕

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特性を踏まえると、学校については、一定の規模（12学級以上18学級以下）を確保することが望ましい。（学校規模によるメリット等は次ページを参照）
- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 地域の実情により、統廃合が困難な場合や小規模校としての存続が必要な場合もある。→ 統廃合も、小規模校として存続させることも、設置者である自治体の判断。（小規模校として存続させる場合、メリットを最大化し、デメリットを最小化するような工夫が必要）

ウ 学校規模によるメリット

以下の表は、学校規模におけるメリットについて、文部科学省が示している資料や検討委員会委員の意見から作成しています。

	学校規模によるメリット	
	小規模校	中・大規模校
学習面	・児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい ・児童が学習リーダーとなる授業が展開しやすい	・集団の中で、多様な考えに触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会がある ・ともに努力してよりよい集団をめざす、学級間の相互啓発がされやすい
	・学校行事等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい ・意見や感想を発表できる機会が多くなり、自信につながりやすい	・運動会等の学校行事や音楽活動、団体競技スポーツ等の集団教育活動の制約が少ない ・児童数、教職員数が確保され、グループ学習や習熟度別学習、小学校専科教員による指導など、多様な学習形態がとりやすい
	・教材や教具等が一人ひとりに行き渡らせやすく、活動場所が広く、十分にある	・活動の種類を多く設定でき、選択の幅などが広がりやすい
生活面	・児童相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・引っ込み思案な児童が学校や仲間に溶け込みやすい ・濃い経験ができる	・人間関係や相互の評価等が固定しにくく、人間関係づくりの経験を積みやすい ・集団内の男女比に極端な偏りが生じにくい ・切磋琢磨する機会等が設けやすい ・役割が固定化しにくい
	・児童一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい	・組織的な体制が組みやすく、指導方法等の制約が生じにくい
学校運営・財政面	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・学校全体が一体となって活動しやすい ・地域の協力、資源の活用が展開しやすい	・教職員数が確保され、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置ができる ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい ・一人当たりの校務分掌数が少ない ・教員の出張、研修等の調整がしやすい
	・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい	・子ども一人当たりに係る経費が少ない
その他	・保護者や地域との連携がとりやすい ・児童と地域との距離が近く、あいさつなどが積極的になる	・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が少ない

エ 適正規模・適正配置における方向性の基底となる考え方

児童生徒数の現状と将来予測、文部科学省の示す適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、学校規模によるメリットに以下の2点を加え、適正規模・適正配置の方向性としします。

- 児童生徒にとって義務教育段階の小・中学校の役割は極めて大きく、第一にめざすべきは、児童生徒が安全で、元気に、毎日楽しく登校できる学校であること
- 早い時期から周囲の児童生徒や教職員、地域の大人との交流により、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、コミュニケーション能力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けること

(2) 小中一貫教育への移行と進化（深化）

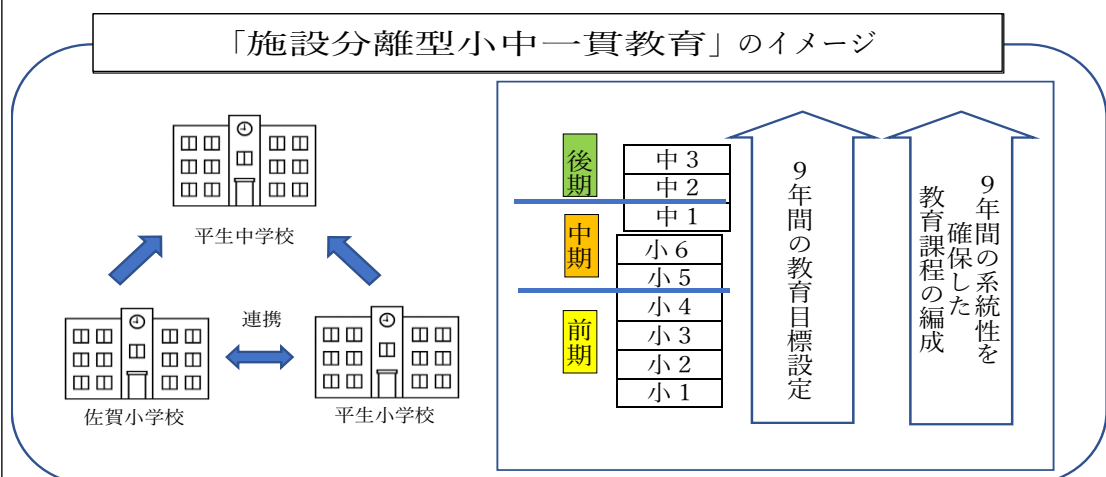
ア 小中一貫教育への移行の現状（施設分離型小中一貫教育に向けて）

平生町では、現行の教育振興基本計画により、幼保小中の学びの連続性を重視した取組を進めていますが、子どもたちを取り巻く環境の多様化、複雑化などから、不登校児童生徒の増加等の課題が継続しています。

学校間の円滑な接続を課題解決の鍵として、子どもたちの「いわゆる小1プロブレムや中1ギャップ（進級や進学時の急激な環境の変化や心身の発達等が作用した課題）」等の成長の段差に適切に対応するなど、子どもたちの「学び」と「育ち」を系統性や連続性、適時性のあるものにしていく指導体制の確立がますます重要となってきています。

そのため、町教育委員会では、令和5年度から町内教職員が一体となって小中一貫教育に係る研究に取り組み、施設分離型小中一貫教育が令和8年度からスタートできるように準備を進めています。

【 現在取組を進めている「施設分離型小中一貫教育」の姿 】



○ 現行の「6-3制」の枠組みによる学習指導要領により、義務教育9年間を見通した系統性・一貫性のあるカリキュラムを編成し、その上で、9年間を「4-3-2」の学年段階の区切り（前期・中期・後期）を基本として指導の重点化を図り、教育活動を進める。

特に、小学校5・6年生と中学校1年生の3年間に重点を置き、柔軟な教育課程の在り方を工夫する。



前期で体験を重ねながら生活習慣や学習習慣を身に付け、中期では主体性を育みつつ論理的・抽象的思考へ移行し、後期で将来の生きる力の基礎を確立させ、より高い目標に向けて努力する態度が育つという、発達の特性等を踏まえた取組を十分に意識した実践とする。

※ 4-3-2 の学年の区切りにおいて考える指導の重点

前期					中期		後期		
学年	小学校						中学校		
段階	1	2	3	4	5	6	1	2	3
発達の特性	具体的なものを通して考える時期				論理的・抽象的思考へ移行する時期		論理的・抽象的思考を確実に行う時期		
指導の重点	学校生活への適応 基本的生活習慣の確立		基礎学力・基礎体力の向上 友達や地域の人と関わる態度の育成		自ら学ぶ技能・態度の育成 相手の立場に立ったコミュニケーション能力の向上、自己肯定感の伸張		問題解決能力の向上 より高い目標に向けて努力する態度の育成		
指導体制	学級担任制				乗入れ指導 教科担任制		教科担任制		

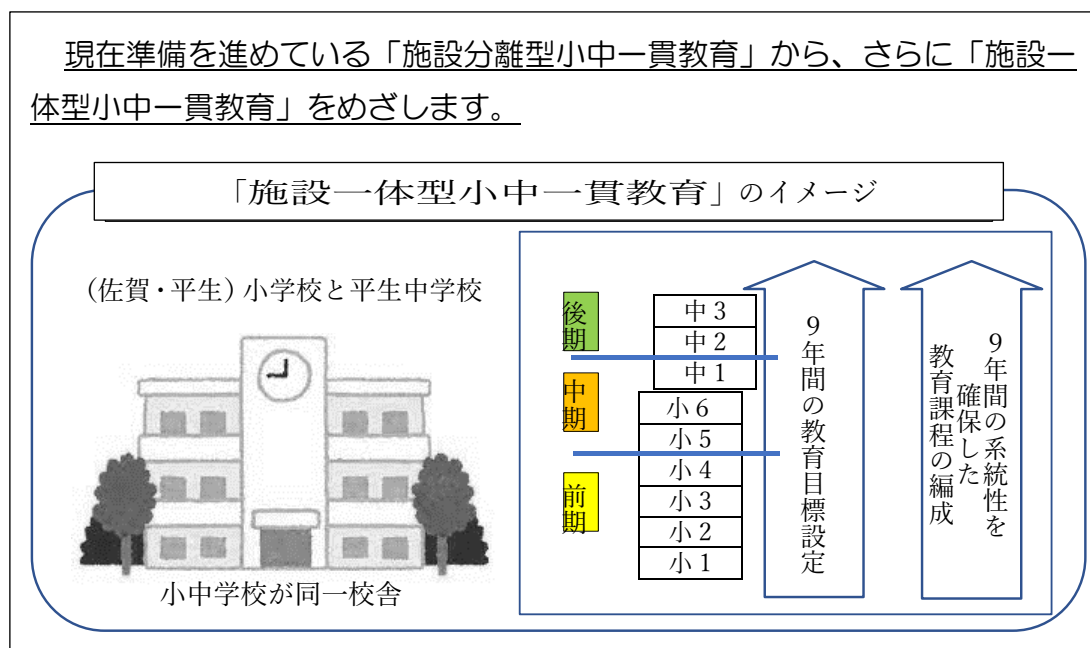
- 平生中学校区において、9年間でひとまとまりと捉えた教育目標と15歳の義務教育終了段階のめざす子ども像（「このような大人になってほしい」という願いから）を、学校と家庭、地域の協議により設定し、その共有を通して、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を進める。
- 成長の節目を大切にすることをもちつつ、9年間の系統性やつながりへの配慮と精査を行い、小・中学校の教科・領域等を横断した魅力ある学習指導や行事等の展開につながる教育課程を編成することにより、計画的かつ連続性のある教育活動を進める。この時、特に小・小学校間、小・中学校間の交流や協働実践を重視し強化を図る。
- 9年間を見通し、一貫した特別支援教育を進めるとともに、子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育システム※の構築をめざす。

この「『施設分離型小中一貫教育』の姿」の実現に向けては、小中一貫教育のよさと必要性について、児童生徒や保護者、地域住民に理解される必要があります。また、佐賀小と平生小の交流授業の機会を増やすとともに、3校の交流や協働実践を充実させるための人的・物的環境をさらに整えていく必要があります。

※ インクルーシブ教育システムとは、障害のあるなしに関わらず全ての子どもたちが共に学ぶ仕組みのことです。

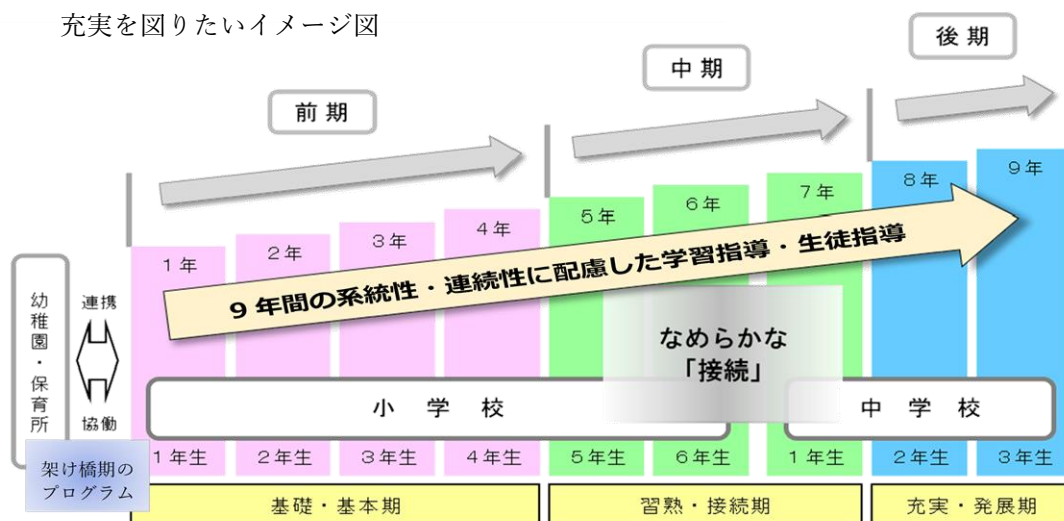
イ 「施設分離型小中一貫教育」から「施設一体型小中一貫教育」へ

現在準備を進めている「施設分離型小中一貫教育」から、さらに「施設一体型小中一貫教育」をめざします。



下の図は、小中一貫教育への移行により、充実を図りたい義務教育段階のイメージを表しています。

充実を図りたいイメージ図



施設分離型小中一貫教育をスタートさせ、そのカリキュラムを実施し、小・小学校間、小・中学校間の交流や協働実践の強化を図ることなどにより、この「充実を図りたいイメージ図」に基づく取組を充実させ、浸透させることは、子どもたちの発達の段階に応じた教育環境を整えることにつながり、子どもたちを取り巻く環境や課題への対応に一定の効果が上がることが期待されます。

しかしながら、充実した一貫教育を進めていく（小・小学校間、小・中学校間の児童生徒・教職員間の結びつきを強化する）上で、施設分離型小中一貫教育においては、小・小学校間、小・中学校間に物理的な距離があること

が、児童生徒や教職員の学校間の移動やそれに伴う時間的制限や予算などにおいて課題になってきます。

施設一体型小中一貫教育により、物理的な移動距離がなくなれば、日常的に児童生徒・教職員間の交流が可能となり、その結びつきは強化されます。このことによって、児童生徒のいわゆる中1ギャップの緩和や、異年齢とのコミュニケーション、上級生をロールモデルとできること、9年間を通じた教育目標や計画の設定実現など、多くのことが期待できます。

また、施設一体型小中一貫教育では、児童生徒と関わる教員数が増加することとなり、多くの目で見守ることにより、学校不適応やそれに伴う現在の大きな課題でもある不登校への対応だけでなく、いじめ防止に繋がることも期待できます。さらに、授業を含めて、中学校教員が日常的に小学生に関わることができるというメリットはとても大きく、小学校高学年等での教科担任制導入の幅が広がります。

このように、施設一体型小中一貫教育は、小中一貫教育が持つ効果を最大限に発揮することにつながります。

なお、義務教育学校[※]と義務教育学校の形態をとらない施設一体型の小中一貫教育校のメリット・デメリットは、免許状の要件以外には大きな差はないと考えられ、義務教育学校の免許状の要件（原則、教員は小中双方の免許状を所有していること）からは、教員確保という人事上の課題が大きいと考えられることから、現状では、義務教育学校の形態をとらない施設一体型の小中一貫教育校として進めることとします。

おって、義務教育学校については、1人の校長のもとで一貫した方向性での学校運営が期待できることから全国的に広がりを見せている状況もあり、これからの在り方として、義務教育学校化についても視野には入れておく必要があります。

※ 義務教育学校と小中一貫教育校の大きな違いは、小中一貫校が小学校・中学校にそれぞれ校長や教職員組織が立てられているのに対し、義務教育学校は小学校・中学校を通して1人の校長、1つの組織となっていることです。（詳しくはP27『検討等の資料』に記載の『〇設置形態や学校運営協議会等についての一考察』を参照）。

ウ 佐賀小学校・平生小学校の統合と小中一貫教育

佐賀小学校と平生小学校は、統合することが望ましく、その統合の時期は、施設一体型小中一貫教育の開始に合わせて統合することが適切です。

施設一体型小中一貫教育の開始までの期間については、その前段階としての施設分離型小中一貫教育であることを考慮し、町立学校3校がそれぞれの施設で、小中一貫教育の充実に力を入れて取り組む必要があります。

佐賀小は、地域との素晴らしい関係を構築し、充実した環境のもとで、児童は有意義な学校生活を送っており、豊かな教育を展開しています。

佐賀小の普通・特別教室棟は、平生小第2校舎や平生中教室棟などと比べて比較的新しく（令和7年末で築40年経過）、その構造躯体の健全度は比較的高い状況にあります。

こうした状況の中、6年後の佐賀小校区の児童数は現在の半数になることが予測されるなど、これまで以上に児童数の減少が考えられ、このことに伴う学級数や教職員数の減少もあって、小規模学校のデメリットが顕著になることは避けられません。中でも、学習集団が極度に小さくなることにより、集団で楽しむ遊びや競技、活動などができずに、児童同士の関わりや活動が制限される状況になることは、現代社会が重視する「主体性・能動性・多様性」が育ちにくい状況につながると考えられ、日々の日常的な関わりを通じて児童の資質・能力の伸長を図るという学校教育の視点においてとても大きな課題となります。

このような課題を解消するために、「佐賀小学校と平生小学校を統合することが望ましい」と考えます。また、児童と関わる教員数が増加し、多くの目で見守ることのできる点や、中学校教員が日常的に関わりを持つことで、教科担任制等の幅が広がるなどの教育効果からは、「町内の児童生徒が一斉に、施設一体型の校舎で学ぶのがよい」と考えます。

従って、佐賀小と平生小との統合時期については、小中学校施設一体型校舎の建設に合わせて準備を進めることとしますが、最終的には、児童数の変化、保護者の意見などを踏まえながら、総合的に判断していくこととします。

また、施設一体型小中一貫教育の開始までの期間については、その前段階としての施設分離型小中一貫教育であることを考慮し、町立学校3校のそれぞれの施設で、小中一貫教育の充実に力を入れて取り組みます。

(3) 町立学校の将来の在り方（ゴールイメージ）

ア めざす姿

これまで述べてきたことから、平生町立学校の将来の在り方について、適正規模・適正配置及び一貫教育の観点からは、下のとおり進めることが適切であると考えます。

佐賀小学校、平生小学校、平生中学校を1箇所に集め、「施設一体型の小中一貫教育」の学校の設置をめざします。

現 状		これからの方向性
中学校区	中学校区の学校	
平生中学校	佐賀小学校 平生小学校 平生中学校	佐賀小学校と平生小学校、平生中学校を1箇所に集約した「施設一体型小中一貫教育」の学校を新たに設置します。 （佐賀小と平生小の統合は、一体型校舎の竣工時がよいとしますが、一体型校舎の建設場所や建設時期、児童数の変化、保護者の意見などから、最終的に判断することとします。）

また、施設一体型の小中一貫教育校の新設にあたり、その校舎の位置については、学校施設の中で最も健全度の高い「平生小学校第1校舎（築14年経過）」があり、周囲に中央児童館や平生幼稚園のある、現在の平生小学校の位置がふさわしいと考えますが、防災の観点や周辺私有地の状況の視点を加えて、今後基本構想推進会議（仮称）等を設置して判断するのがよいと考えます。

また、施設一体型小中一貫教育の効果を十分に発揮させるために、運営の仕組みとして、次のことを行う必要があります。

- ① 小・中学校を一体的にマネジメントする組織を設け、小・中学校間の総合調整を担う校長を定め、教育委員会から委任する。
- ② 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含めて全教職員を兼務とする。

イ めざす姿の実現に係る課題への対応

(ア) 遠距離通学児童生徒の安全な通学

現在、平生町のスクールバスの運営形態は、「路線バス活用型」であり、児童生徒は、一般の乗客とともにバスに乗車し、全額通学費助成の下で通学しており、また、自転車通学生徒には、一定の通学費助成を行っています。

将来の学校のめざす姿（佐賀小、平生小、平生中を1箇所を集め、施設一体型の小中一貫教育校を設置）では、路線バスでは不便である（現状にあっても、登下校利用バスの運行時間が限られており、人口減少が進む中で今後ますます制限され不便になっていく可能性がある）ことから、保護者の送迎負担が大きくなるのではないかと考えられます。

また、現在、平生小の児童のうち、堅ヶ浜（熊毛南高から平生小までの距離は約3km）から通学する児童はすべて徒歩通学ですが、平生中の自転車通学の生徒は2km程度から認めている実態があり、施設一体型小中一貫教育校の設置に伴って、バス路線のない堅ヶ浜方面など、学校から2km以上離れた住居地の児童の通学についてはスクールバスの活用を視野に入れ、また、小学校高学年児童の自転車通学を認めるべきか否かの議論も含めて検討が必要です。こうしたことから、新たなスクールバスの活用とその運営形態や自転車通学の在り方について考えていく必要があります。

新たなスクールバスの運営形態として考えられるものは、「専用スクールバス」の導入であり、このことにより運行時間や路線などを自由に設定することが可能となります。この「専用スクールバス」の形態には、自治体が直営で運営する「直営型」や民間事業者等に委託して運行する「委託型」等がありますが、児童生徒の安全・安心から、よりリスク管理を重視すれば、「委託型」とすることが考えられます。

「専用スクールバス」の導入についての検討では、町全体の効率的・効果的なバスネットワークの形成の観点からも、町長部局及び関係民間事業者（バス事業者）等と十分な連携を取って進めていく必要があります。

こうした事柄の他にも、要注意箇所の把握・周知や、地域ぐるみによる子どもの見守りなど、安心・安全確保策を講じることに加え、配慮の必要な児童生徒の通学方法については、個々に応じた検討が必要なことも重要な視点です。

(イ)「少人数教育のよさの継続」と「小・中学校の節目」

現在の佐賀小の少人数教育のよさ（個別の活動機会を設定したきめ細かな指導により育まれる児童の自主性や主体性）をどのように引き継ぎ、その環境づくりを行うかという課題や、施設を一体化することで小学校と中学校の節目がなくなり気持ちの切り替えが難しくなることなどの課題については、児童生徒が真に安心して過ごせる学校、一人ひとりの発達や成長に寄り添える学校をめざして、ていねいに検討していくことが大切です。

この検討の視点を次に記載します。

- 小中9年間の系統性やつながりへの配慮と精査に加え、成長の節目を考慮した教育課程の編成
- 小中一貫教育の意義が児童生徒や保護者に感じられる小・中学校教職員の協働実践
- 小・中学校教員の相互乗り入れ指導と、小学校（中・高学年）の教科担任制の工夫・実施
- 小学校低学年（1，2年）での少人数化の実施
- 多人数の中での生活が苦手な児童生徒への対応
- 佐賀地区コミュニティへの支援や補完事業（佐賀地域での地域学習等の位置づけや新たなコミュニティの場としての佐賀小の活用など）
- 不登校児童生徒が学校への復帰や社会的自立をめざすための「教育支援センター※」に係る協議
- その他

※ 教育支援センターとは、長期間学校を休んでいる児童生徒が、学校に通わなくても学習を進められるなど、自分らしく過ごせる居場所づくりやその支援を行い、児童生徒と学校や社会とのつながりを支える教育委員会等が運営する公的機関です。社会的自立や学校復帰などのサポートをします。

3 連携・協働を基盤とした学校づくり

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働の現状

平生小と佐賀小は平成 22 年度から、平生中は平成 24 年度からコミュニティ・スクール制度を導入するとともに、地域協育ネットを構築し、地域の方々が児童生徒の学習や学校行事を支援したり、地域の行事や様々な活動に児童生徒が参加したりすることを通して、学校と地域のつながりが深まっています。さらに、その成果としての児童生徒の自己肯定感や自己有用感、地域貢献意識の高まりも期待されています。

これまで、各小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動、各教科等を関連させた「学校・地域連携カリキュラム」を作成し、町全体を視野に地域の歴史や文化等の資源を活用した教育活動を実践することで、地域学習やふるさと学習を創り出し、豊かな学びにつなげてきました。

現在は、施設分離型小中一貫教育のスタートにあたっての準備の 1 つとして、これまでの各学校の「学校・地域連携カリキュラム」を整理し、新たな「平生中学校区 小中一貫 学校・地域連携カリキュラム」の作成を進めています。このことは、義務教育 9 年間において系統性と一貫性のある地域学習やふるさと学習が創造できることになり、より豊かな体験や学びにつながるものと考えます。

また、令和 2 年度に立ち上げた「家庭教育支援チーム（ひらおカンガルー応援隊）」は、保護者の不安を解消し、教職員の負担軽減につながる活動として発展してきており、令和 3 年度からスタートした「中高生ボランティア」についても、年を追うごとに充実し、地域との連携を深める中で児童生徒の地域に貢献する態度や郷土愛を育む有効な機会となってきました。

児童生徒一人ひとりが、ますます複雑化・多様化するこれからの社会の一員として必要となる資質・能力を身に付け、夢と希望に向かって心豊かにたくましく生き抜くためには、これまで取り組んできた、学校と家庭、地域が連携・協働の視点で教育を行う「地域とともにある学校づくり」をさらに推進・進化させ、児童生徒の豊かな「学び」と「育ち」をこれまで以上に支援していくことが重要になります。

さらに、学校施設を地域住民にとって最も身近な公共施設として、大人同士が集い、学びや交流を楽しむ場として活用を進めていくことも重要な視点です。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の進化(深化)を図る方策

社会総がかりで、「地域とともにある学校づくり」に取り組むためには、各小・中学校それぞれの学校運営協議会が連携し、一体となって、そのつながりを強化していくことが大切であり、さらに、小中合同の全員協議会（合同学校運営協議会）と町内の地域の諸組織や団体との間でネットワークが結ばれることが、一層の進化につながっていくものと考えます。小中一貫教育とこうしたネットワークの中で、地域住民が、「平生町の子どもたち」という思いを持って、学校と家庭、地域が共通した「めざす子ども像」を共有することができれば、学校と地域が相互に補完し合い高め合い、相乗効果が発揮できるものと考えます。

また、学校が児童生徒の「学びの場」ととどまらず、「つながりの拠点」として、地域住民が互いに集い「学びや交流を楽しむ場（『学びの場』『集いの場』『交流の場』）」となることも重要です。この場から生まれるふれあいや学び合いは、児童生徒が様々な人や社会の課題等と向き合うだけでなく、世代を超えて、地域や社会と連携・協働してともに創造する「共創」の考え方を広げ、地域コミュニティの活性化等につながっていくものと考えられ、このことは、あらゆる世代が一体となってめざす「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」の具現化の大きな力になると考えます。

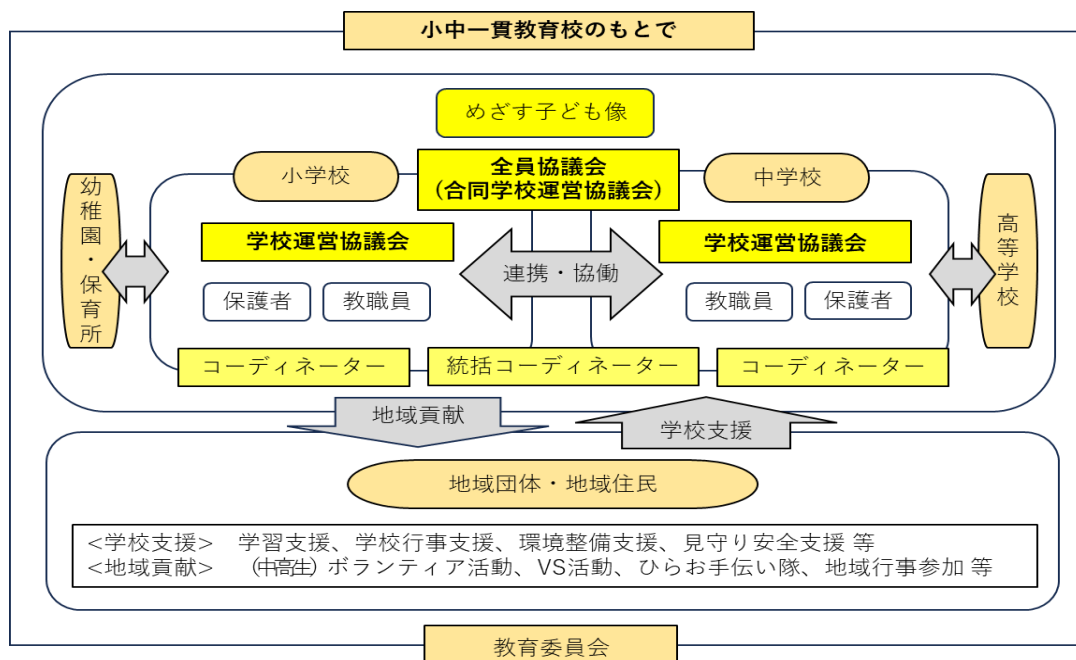
そのためにも、新たな学校施設では、学校と地域や社会、関係機関等がつながり連携・協働を図る、自然に開かれた温かみのある空間となるコミュニティルームを発展させた「共創空間（地域連携協働スペース）」を実現させ、学校と家庭、地域がともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりする場として活用することが考えられます。加えて、児童生徒や地域住民にとって多様な学習環境の創出や多様な世代との交流等につながることから、学校施設を核とした他の公共施設との複合化や、施設・設備の共有化・集約化についての可能性を検討することも重要です。

(3) 小中一貫教育校のもとでの学校運営協議会の在り方

現在、各学校の学校運営協議会は、住民代表、保護者代表、地域学校協働活動推進員と学校代表等からの十数名で組織され、年間5回程度の協議会に加え、校内授業研究への参加や学校評価活動など、年間を通した活動を通して、地域住民の意向を反映させた学校運営が行われています。学校運営協議会の組織（佐賀小では、知・徳・体・郷土愛の4つの組織を構成しています）については、それぞれの小・中学校で異なっているのが現状です。

これから小中一貫教育を進めていくにあたっては、学校運営協議会の趣旨を生かした「協議会の位置づけや組織の在り方、協議の進め方」などについて、検討する必要があります。

下の図は、小中一貫教育校において「めざしたい学校運営協議会」の位置付けと連携・協働について示しています。



学校運営協議会の組織と協議の進め方について考えられる〔例〕を以下に示します。

考えられる〔例〕				
学校運営協議会		組織	学力向上部会	心の教育部会
全員協議会 (合同学校運営協議会)	小学校部会 (小学校 学校運営協議会)			
	中学校部会 (中学校 学校運営協議会)			

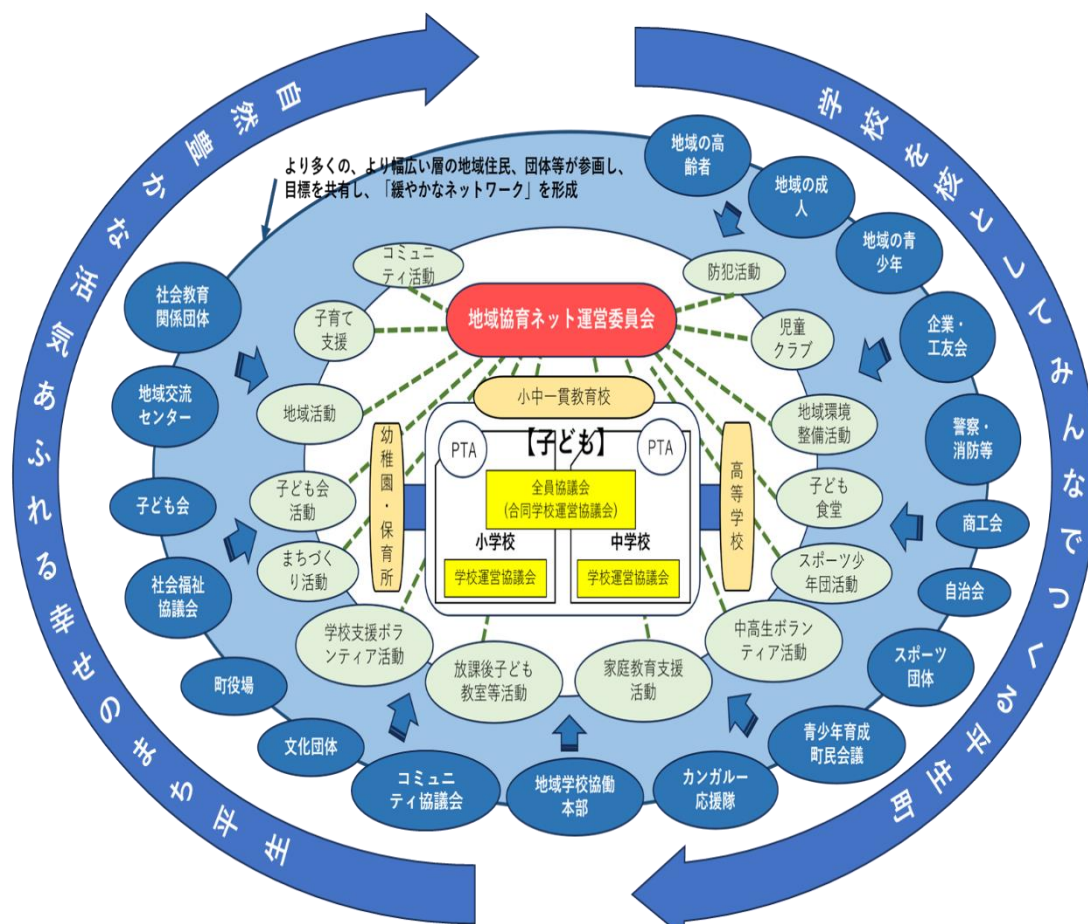
※ 上の表に、PTA 活動と全教職員の分掌とを関連付けます。
協議は同日に開催することとし、以下に示す進め方が考えられます。

① 全員協議会（小中9年間に関わる事項）
⇒ ② 小中部会（小中別々にそれぞれの内容について協議）
⇒ ③ 活動部会（学力向上、心の教育、地域連携）

(4) 小中一貫教育校のもとでの地域協育ネット（クロッカスネット（仮称））の在り方

現在、平生町では、学校における教育活動への支援及び、児童生徒の安全で安心できる居場所づくりを推進することを目的に、「平生町地域協育ネット運営委員会（学校関係者や各コミュニティ協議会、学校等の支援員の代表など約 30 名から組織）」を設置し、学校運営協議会との連携を強化しつつ、まちぐるみで子どもを育成する取組を推進しています。

下には、現状の平生町の生涯学習を支える様々な組織の中で、小中一貫教育校においてめざしたい「地域協育ネット（クロッカスネット(仮称)）」のイメージ図を示しました。



「地域協育ネット(クロッカスネット(仮称))」のイメージ図

「『地域協育ネット（クロッカスネット（仮称））』のイメージ図」は、現状の組織の中での「めざしたい姿」を示したものであり、今後も見直しが必要です。

(5) PTA 組織の在り方

保護者が子どもに家族とのふれあいを通して行う家庭教育は教育の出発点です。また、社会全体で子どもの成長を支え、社会総がかりで教育を進めていくためには、学校や地域とともに、家庭との連携・協働により教育活動を充実していくことが重要であり、PTA 活動は欠かせません。そのため、この連携・協働を進めるにあたっては、PTA 活動を重視する必要があります。

施設一体型の小中一貫教育校がスタートする際には、まずは、小学校と中学校がそれぞれに PTA 活動を行い、小中が合同で開催が可能な行事等については、互いが協力しながら行うことが考えられますが、PTA 組織の一体化等について、引き続き、学校運営協議会、PTA、教職員などによる協議が必要です。

4 学校施設の更新に向けた考え方と更新時期

(1) 学校施設の現状

平生町立小・中学校施設のほとんどが高度経済成長期の昭和 40 年代から 60 年はじめにかけて整備されたものです。

2 つの小学校では、建築年が昭和 39 年である最も古い平生小第 2 校舎（令和 7 年 4 月には築 60 年を経過）をはじめとして、平生小第 1 校舎を除いてすべての主たる棟が築 30 年を超えています。中学校についても管理特別教室棟（令和 14 年 4 月で築 60 年を経過）をはじめとして、その建築年は昭和 45 年から 47 年に集中しており、築 50 年を経過しています。

学校	主たる棟	延べ床面積 (m^2)	建築年	構造	圧縮強度 (N/mm^2)	健全度
佐賀小	特別教室棟	285.00	昭和 55 年度	鉄筋コンクリート	28.3	75
	普通・特別教室棟	2,553.25	昭和 61 年度	鉄筋コンクリート	—	75
	屋内運動場	840.00	昭和 62 年度	鉄筋コンクリート	—	75
平生小	第 1 校舎	2,666.10	平成 22 年度	鉄筋コンクリート	—	100
	第 2 校舎	1,671.76	昭和 39 年度	鉄筋コンクリート	11.5	36
	第 3 校舎	819.96	昭和 52 年度	鉄筋コンクリート	19.9	65
	屋内運動場	1,337.50	平成 3 年度	鉄筋コンクリート	—	77
平生中	教室棟	1,660.50	昭和 45 年度	鉄筋コンクリート	18.6	41
	管理特別教室棟	2,837.00	昭和 46 年度	鉄筋コンクリート	12.9	34
	特別教室棟	247.00	昭和 59 年度	鉄骨造	—	62
	屋内運動場	2,302.95	昭和 47 年度	鉄筋コンクリート	—	97
	部室	263.00	平成元年度	鉄骨造	—	75

※ 「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書（令和 4 年 3 月文部科学省）」には、「昭和 46 年以前の建物（網掛け部分）については、建て替えを中心に検討」と例示が記載。

※ この解説書には、「長寿命化に向かない建物として、コンクリートの圧縮強度が低いもの（目安としては $13.5 \text{ N}/\text{mm}^2$ 以下）」という記載があり、強度の網掛け部分の平生小第 2 校舎と平生中管理特別教室棟はこの目安以下である。

※ 健全度の数値への網掛けは、劣化状況評価に D 評価のある棟に網掛けをしている。（通常、健全度 75 以上を健全、40 以下を劣化が進んでいると評価）

※ 「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」では、鉄筋コンクリート造の主要な建物の目標耐用年数は 50 年～80 年とされている。「既存の建築物を標準で 60 年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合には、80 年使用することを目標とする」という公共施設等の管理に関する基本的な考え方を公表している自治体がある。

これらを参考にすると、健全度の網掛け部分の状況から、80 年を目標とすることは、これに向けた修繕・改修を実施しても、相当困難であると考えられる。

※ 国の学校施設環境改善交付金の長寿命化改修の要件では、①「築 40 年以上で今後 30 年以上使用する予定の施設」又は②「築 20 年以上 40 年未満の施設」とされ、②は佐賀小の普通・特別教室棟と 2 つの小学校体育館、平生中特別教室棟が該当。平生小第 1 校舎を除く②該当施設以外は、全て築 40 年を超えている。

このように、小・中学校の多くの校舎で老朽化が進行している状況にあり、経年劣化による外壁の剥落や校舎の全体的な強度の低下等の安全面の不安、防水機能の劣化による雨漏りや設備機器・配管の破損等の機能面の不備など、さまざまな観点からより効率的で効果的な老朽化対策を必要としています。特に、平生小第2校舎と平生中管理特別教室棟は、改修にはすぐわず、新たに建替えを検討しなければならないと考えられるなど、多くの施設で更新時期が迫っており、現状からは、学校施設を新設する必要があると考えます。

(2) 学校施設の新設（更新）時期と対応

学校施設の新設（更新）時期は、「できる限り早い時期（7年後あたりを目安として）」とする必要があります。

少子化の進行の観点からは、現在（令和6年度）の平生小の学級数は、全ての学年で2クラスであり、佐賀小に在籍している児童数を加えた町内の全児童数から見ても、現小学3年の学年で3クラスになる可能性があります、その他の学年は全て2クラスと考えられます。

このことから、町内全児童数からみても、小学校では令和10年度以降は全ての学年が2クラスになると予測されます。同様に、中学校にあっても、令和13年度以降は全ての学年が2クラスになると予測されます。

学校施設の現状からは、令和7年4月には、平生小第2校舎が築60年を、その10年後の令和17年4月には築70年を迎えることになり、また、平生中にあっても、令和14年4月には、管理特別教室棟が築60年に、その翌年令和15年4月には平生中教室棟が築60年を迎えます。

学校施設の新設（更新）の時期としては、学年2クラス規模になる年度を考慮すると、7年後以降あたりからとなり、学校施設の現状からは、今後できるだけ早期にということになります。

しかし、校舎の新設（更新）にあたっては、「基本計画」「基本設計・実施設計」「建設工事」などには、数年程度かそれ以上を要するのではないかと考えられます。また、「基本計画」の作成にあたっては、地域の方々からの意見を集め、学校関係者等による新設に向けた準備委員会を組織するなどにより、「めざす学び舎の姿」について取りまとめて、新たな施設の整備に係る基本方針を定め、平生町の地域づくりの核として誇れる学校施設にしていく必要があると考えます。

また、学校施設の新設（施設一体型の小中一貫教育校の設置）にあたり、その学校施設の位置については、学校施設の中で最も健全度の高い「平生小学校第1校舎（築14年経過）」があり、周囲に中央児童館や平生幼稚園のある、現在の平生小学校の位置がふさわしいと考えますが、防災の観点や周辺私有地の状況の視点を加えて、今後、首長部局と教育委員会が一体となって設置が予定されている基本構想推進会議等で自治体として判断することになります。

5 新しい学校施設の整備等の視点

(1) 学校施設の理想の姿に向けた視点及び課題

学校施設の新設（更新）にあたっては、小中9年間の系統性に重点を置いた教育活動・学校経営を展開する必要があります。そのための整備の視点について、主なものを以下に例示します。

【子どもたちの主体的な活動を支援する施設等の整備】

- 多様な学習形態や弾力的な集団による活動を可能とする（個別最適な学びと協働的な学び等）施設
一斉指導、ティームティーチング、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等活动、学習成果の発表、その他、小学校低学年の少人数化などへの対応
- ICT 環境の充実
学校施設全体を学びの場とし、ICT を日常的に活用できる環境（無線 LAN の整備など）と情報端末、大型提示装置、遠隔会議システム、統合型校務支援システム及び、情報を管理できるセンター機能
- 外国語指導等、国際理解の推進のための施設等
外国語教育の強化、日本語指導が必要な児童生徒への対応、日本の伝統文化（和室など日本の伝統的空間）や異文化理解等の学習活動への対応
- 特別支援教育の推進のための施設等（インクルーシブ教育システムの構築に向けて）
特別支援学級や通級指導教室による個に徹した指導を考慮した特別支援学級関係室の構成及び、児童生徒への合理的配慮や教育的ニーズを踏まえた施設環境（スロープ、手すり、出入口、トイレ等のバリアフリー対応、エレベーター等の計画、発達障害を含めた障害の状態・特性等を踏まえた適切な指導・支援を可能とする施設環境）等
- 学校図書館（読書環境）
児童生徒の活動範囲の中心的位置への計画と、自習スペースやグループ学習での利用空間、学習・研究成果の展示空間の計画、（必要に応じて、地域住民の学習活動における利用等に対応できる配慮）
デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画（DX 化、視聴覚室（コンピュータ教室）等との有機的連携等）
- 施設一体型小中一貫教育校として、「学年段階の区切りに対応した校舎の配置計画」と「児童生徒が自らの成長を実感できる工夫（低学年児童専用の運動場や広場等の計画）」、「区切りを超えて児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線への考慮」

- 体力・体格の異なる児童生徒の活用しやすい屋内・屋外運動場・プール（水深）
- 小・中学校の教職員が一体感を持って、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図るための管理関係室（職員室、校長室、保健室、事務室、会議室及び応接室、教職員更衣室・休憩室、PTA 室 等）の在り方

【安全でゆとりと潤いのある施設等の整備】

- 不登校児童生徒等の居場所の整備（カウンセリングの充実）
保健室、教育相談室、不登校児童生徒の支援のための別室（校内教育支援センター）、保護者等のための相談スペース等、カウンセリング機能を備えたスペースの確保
- 地震、高潮、津波等の自然災害に対して、その激甚化も踏まえた十分な安全性と避難経路の考慮に加え、施設自体を防災教育の教材として活用（各階の標高表示を設置する等）する視点

【地域と連携した施設等の整備】

- 家庭や地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点としての「共創空間」等
ユニバーサルデザインに配慮した、地域ぐるみで学びを支えつつ、地域の未来を語る施設としての「コミュニティルーム（地域連携協働スペース）」の創出など、学校と地域の連携・協働のための諸室の位置や在り方
- 他の文教施設と学校施設との相互利用・共同利用など、他の公共施設等との複合化・共有化や、施設・設備の共有化・集約化（情報ネットワークの構築を含む）
- 放課後児童クラブとの関連を考慮するとともに、放課後子ども教室の活動など、児童生徒の放課後の居場所について、放課後に活動する場としてふさわしいスペースの確保
- 学校開放のための施設環境等
地域住民も有効に活用できる校舎や屋内・屋外運動場等、地域住民と共同利用できる施設として計画（防犯対策、安全性の確保、学校開放の運営管理）

【その他（課題）】

- 給食調理施設と食育の在り方
令和 7 年 9 月から、平生小・中学校の給食事務は、田布施町へ委託することになります。事務委託が決まってからも、自校給食を望む声があることから、新形態になってからの変化を把握しつつ、その状況によっては、「給食調理施設と食育の在り方について」を課題の 1 つとすることが考えられます。

6 平生町立学校の将来の在り方検討委員会からの意見

基本構想の実現に向けて、平生町立学校の将来の在り方検討委員会から教育委員会にあった、特に配慮が必要である意見は以下のとおりです。

(1) 保護者や地域住民との検討体制とその継続

「地域が学校を育てる」「学校は地域に寄与する」という関係性を重視し、地域から広く意見を集める場をつくられたい。また、保護者、地域、学校関係者等による新設に向けた準備委員会を組織して、新しいめざす学び舎の姿や組織等の在り方などについて協議し、その内容について町長部局に設置される基本構想を推進するための会議（校舎の建設にあたっての施設整備の骨格づくり等に向けた基本構想推進会議（仮称））へ提言できるように進められたい。

(2) 児童生徒の不安解消

「施設一体型小中一貫教育校」の実現にあたり、大きく変化する学習環境や生活環境などによる児童生徒の不安を解消するため、この実現までの期間においても、教科等の学習や学校行事等において、小・小間、小・中間の児童生徒同士の交流の機会を充実させ、一貫性のある「平生町学校・地域連携カリキュラム」の実施に努め、実現後にあってもきめ細かなケアに配慮されたい。

(3) 佐賀小のよさ（少人数教育や地域連携）の引継ぎと補完事業

地域との強いつながりの中で少人数教育のよさが十分に発揮されてきた佐賀小のよさをどのように引き継ぐかは課題である。

「施設一体型小中一貫教育校」にあっては、多人数の中での生活が苦手な児童生徒への対応や縦の学年の積極的な交流に取り組み、また、児童の発達では3年生頃から仲間集団での活動が始まるともいわれることから、それまでの学年では、小規模集団での学習について検討されたい。さらに、多くの地域住民の「地域協育ネット（クロッカスネット（仮称））」への参加とその意識を高め、地域と強いつながりのある児童生徒の育成に尽力されたい。

「平生町学校・地域連携カリキュラム」の実施にあたり、今の佐賀小を新たなコミュニティの場として活用することのほか、教育支援センター※の設置も含めてその活用について検討されたい。

(4) 小中一貫教育のよさの周知・説明

アンケートの結果からは、児童生徒にも一般の方にも、そのよさの理解がされていないことが分かる。そのため、施設分離型小中一貫教育の準備や9年間の「学校地域連携カリキュラム」の再構築などを早急に進め、児童生徒が、中学生や高学年を見て、こんな人になりたい、素敵だと思うようなロールモデルの実践等を行うなど、小中一貫で行う教育の意義について、子どもたちが実感できるような実践をされたい。また、地域や保護者にも小中一貫教育の必要性（子どもの発達の段階、学年段階の区切りと柱など）を理解していただく機会を持たれたい。

※ P12「教育支援センター」を参照

(5) 手厚い学校支援体制の充実

小中一貫をめざすには手厚い体制による支えが必要となる。先進地の小中一貫教育校では、毎週相互に小・中学校間の連絡・調整を行う「小中一貫コーディネーター教員」や公費による非常勤講師の配置がある。本町にあっても、これまで、教科補充教員や学校支援員、教員業務支援員、部活動指導員、学校司書など、手厚い支援がされてきている。引き続き、支援の充実や配置の工夫に努められたい。

(6) 公共施設との複合化、施設・設備の共有化・集約化、共創空間の実現

「施設一体型小中一貫教育校」の新設に向けては、新設校舎周辺の敷地・建物の有効活用や他の公共施設との複合化、施設・設備の共有化・集約化、共創空間の実現などに考慮しながら、適切に構想・計画を作成されたい。

複合化・共有化等の検討にあっては、要望をそのまま積み上げると面積も職員も増加することから、利用者の利便性、効率化、管理運営コストの削減効果等をめざして、規模や機能、共有化等の施設の内容や管理運営などを含めて検討されたい。

(7) 校舎の新築（更新）にあたって

校舎建設時には、仮設校舎をつくるか、既存校舎は使えるのかといったことが考えられるが、その際は、「子どもの学びと安全確保」を最優先に進められたい。

(8) その他

佐賀小の活用だけでなく、その他学校跡地の活用について検討されたい。

また、少子化の進行に伴っては、学校施設だけでなく、就学前施設（幼児教育施設）の在り方についても検討を進められたい。

7 おわりに

平生町立学校の将来の在り方検討委員会を設置して幅広い視点からの議論を重ね、このたび、子どもたちにとって魅力のある学校、望ましい教育環境の提供に必要となる「平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想」を策定しました。

学校環境は多感な発達段階にある子どもたちにとって、大きな影響を与える場の1つです。また、施設一体型小中一貫教育に向けて、学校の統合等を進めることは、子どもたちに限らず、地域にとっても大きな影響を及ぼすことは容易に想像できるところです。

この基本構想では、このことを踏まえて、施設一体型小中一貫教育をめざす中で、子どもたちに上質の教育を提供し、保護者や地域住民の信頼や期待に応え、また、地域コミュニティの拠点として歩み、共に成長できる学校を、「新しい時代の学びを実現する町立学校の姿」として示しています。

保護者や学校関係者、地域の方々には、基本構想の趣旨や内容について、十分にご理解をいただきますようお願いいたします。

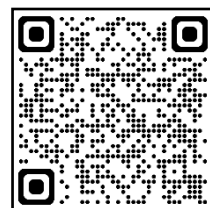
おわりにあたり、基本構想の実現を通して、よりよい教育環境が平生町の多くの皆様によって構築されるとともに、子どもたちが、時代の変化を前向きに受け止め、多くの人たちと関わりながら、主体的に学び、この地で学んだことを誇りとして、自分の人生を切り開き、ふるさと平生を愛し、地域を担う人材に、また、広く社会で活躍できる人材に成長してくれること願い、平生町立学校の将来の在り方検討委員会委員をはじめ、関係の皆様方に深く感謝申し上げます。

8 基本構想 策定経過

平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の策定に係る協議等をするため、平生町立学校の将来の在り方検討委員会を設置し、本委員会及びスクールトークでの協議を通して、基本構想を策定しました。

開催日	主な内容
【第1回】 検討委員会 令和6年4月26日	・急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中での平生町立学校の将来の在り方について（諮問） ・諮問内容及び基本資料等の共有 ・委員長及び副委員長の選出 ・審議の事項の第一～五（諮問）について
	・委員から意見及び情報・資料の提出・共有
【第2回】 検討委員会 令和6年6月28日	・審議の事項の第一～五（諮問）について
【第1回】 スクールトーク 令和6年7月13日	・諮問内容の説明及び検討委員会での検討状況について ・審議の事項の第一～五への意見について
	・スクールトークでの意見の共有 ・委員から意見及び情報・資料の提出・共有 ・基本構想の章立て案について協議
【第3回】 検討委員会 令和6年8月28日	・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申素案）の策定に向けて（審議の事項の第一～五の意見集約） ・基本構想の答申素案への反映について
【第2回】 スクールトーク 令和6年9月21日	・検討委員会での検討状況について ・審議の事項の第一～五への意見について
	・スクールトークでの意見の共有 ・委員から意見及び情報・資料の提出・共有 ・基本構想の答申素案への反映に係る協議
【第4回】 検討委員会 令和6年11月15日	・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申素案）について
【第3回】 スクールトーク 令和6年11月27日	・検討委員会での検討状況について ・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申素案）への意見について
	・スクールトークでの意見の共有 ・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申素案）について ・委員から意見及び情報・資料の提出・共有
パブリックコメント 令和6年12月6日 ～令和7年1月16日	・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申案）パブリックコメント
	・パブリックコメントの意見の共有・整理 ・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申）へのパブリックコメント意見の反映等に係る協議
【第5回】 検討委員会 令和7年2月14日	・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想 ～新しい時代の学びを実現する町立学校の姿について～（答申） ・次年度以降の校舎新設に向けた推進会議と準備委員会等について
【第4回】 スクールトーク 令和7年3月15日	・平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申）の内容報告 ・次年度以降の校舎新設に向けた推進会議と準備委員会等について

下の「平生町立学校の将来の在り方検討委員会」における検討等の資料は、平生町ホームページに公開しています



- 平生町立学校の将来の在り方検討委員会設置規則及び委員名簿
- 諮問の内容
- 平生町立学校の将来の在り方についての基本的な考え方（検討基本資料）
- 平生町立小中学校将来の在り方アンケート調査について
- 適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）から
- 地域協育ネット運営委員会
- 第1回検討委員会（4月26日）「議事録」
- 検討委員会委員からの意見のまとめ（5月23日提出意見）
- 検討委員会委員から質問の事務局回答（5月23日提出意見から）
- 設置形態や学校運営協議会等についての一考察
- バス時刻及び教員定数等資料
- 第2回検討委員会（6月28日）「議事録」
- 検討委員会委員からの意見のまとめ（7月10日提出意見）
- 第3回検討委員会（8月28日）「議事録」
- 検討委員会委員からの意見のまとめ（9月11日提出意見）
- 検討委員会委員からの意見のまとめ（10月15日提出意見）
- 第4回検討委員会（11月15日）「議事録」
- 平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）
- 平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）への意見募集の結果について
- 第5回検討委員会（2月14日）「議事録」
- 平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申）